

みんなできくろろろ自治基本条例

第4回

市民参加の市政を進めるために

近年、自治基本条例に取り組んでいる自治体が多くなっていますが、地方分権等の様々な影響などから、今までよりも更に、「市民参加の市政を進めていかなければならない」という考え方も背景にあります。

市民参加の市政の推進方法（広聴制度など）

市では現在、市民からの意見・提案を様々な方法で受け付け、市民参加の下、市政を進められるよう努めています。

陳情、要望
郵便、電子メール
説明会
パブリックコメント制度



日田市

平成23年12月からは、これらの広聴制度に併せ、まちづくり市民会議「いっしょに考えん会」を設置し、市民の意見をできる限り施策に反映させていくこととしています。

日田市が制定に向けて検討している自治基本条例では、上記の推進方法を、市政運営の原則として定める、法的根拠を持たせる等考えながら取り組んでいます。

次回からは、日田市の自治基本条例にどのような項目を実際に盛り込んでいこうとしているのかをお伝えします。

第13回 市民ワーキンググループ会議

とき 1月24日(火) 午後7時～9時

ところ 市役所中会議室

市ホームページの自治基本条例のページに、過去の市民ワーキンググループ会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。

併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。

また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【問合せ】〒877-8601（住所記載不要）企画課政策企画係

☎ 22-8227（市役所4階）（FAX）24-0429

（メール）kikaku@city.hita.oita.jp